

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)

| 公共工事の名称、場所、期間及び種別 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施) | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 備考 |
|---|---|----------|--|---------------|--------------------------|------------|------------|-------|----|
| 令和4年度 東京港監督補助業務 東京港の対象工事現場 R4.4.1～R5.3.24 建設コンサルタント等 | 分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25 | R4.4.1 | (株)ボルテック 東京都千代田区内神田一丁目8番1号 | 5010401047320 | 一般競争入札 (総合評価) | 27,159,000 | 25,850,000 | 95.2% | |
| 令和4年度 東京港施工状況確認補助業務 東京港の対象工事現場 R4.4.1～R5.3.24 建設コンサルタント等 | 分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25 | R4.4.1 | (一財)港湾空港総合技術センター 東京都千代田区霞が関三丁目3番1号 | 5010005002705 | 一般競争入札 (総合評価) | 27,159,000 | 24,992,000 | 92.0% | |
| 令和4年度 東京港施工及び調査関係資料作成業務 - R4.4.1～R5.3.24 建設コンサルタント等 | 分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25 | R4.4.1 | (一財)港湾空港総合技術センター 東京都千代田区霞が関三丁目3番1号 | 5010005002705 | 一般競争入札 (総合評価) | 23,606,000 | 21,725,000 | 92.0% | |
| 令和4年度 東京港臨港道路(南北線)補強評価等業務 - R4.4.11～R4.11.18 建設コンサルタント等 | 分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25 | R4.4.11 | (株)オリエンタルコンサルタンツ関東支社 東京都渋谷区本町三丁目12番1号 | 4011001005165 | 一般競争入札 (総合評価) | 14,278,000 | 13,970,000 | 97.8% | |
| 令和4年度 東京港中央防波堤外側地区航路・泊地(-16m)磁気探査 中央防波堤外側地区地先 R4.4.12～R4.7.8 測量・調査 | 分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25 | R4.4.12 | 大和探査技術(株)東京支店 東京都江東区東陽五丁目10番4号 | 8010601025692 | 一般競争入札 (総合評価) | 7,524,000 | 7,205,000 | 95.8% | |
| 令和4年度 東京港中央防波堤内側地区護岸安定性照査業務 - R4.4.26～R4.8.5 建設コンサルタント等 | 分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25 | R4.4.26 | (株)オリエンタルコンサルタンツ関東支社 東京都渋谷区本町三丁目12番1号 | 4011001005165 | 一般競争入札 (総合評価) | 5,665,000 | 4,510,000 | 79.6% | |
| 令和4年5月 該当無し | | | | | | | | | |
| 令和4年度 東京港中央防波堤外側地区航路・泊地(-16m)底質調査 中央防波堤外側地区地先 R4.6.14～R4.10.20 測量・調査 | 分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25 | R4.6.14 | (株)アクアパルス 神奈川県横浜市金沢区福浦二丁目11番地7 | 3020001005836 | 一般競争入札 (総合評価) | 7,700,000 | 7,480,000 | 97.1% | |

令和4年度

東京港湾事務所

随意契約理由書

(件名) 東京港国際海上コンテナターミナル整備事業環境調査

本件は、下記の理由により三洋テクノマリン（株）と随意契約致したい。

記

本業務は、東京港国際海上コンテナターミナルの環境影響評価に基づき、Y2岸壁の工事の完了後の環境調査を行い、環境影響評価書における予測・評価との比較検討し、事後調査報告書を取りまとめるものである。また、Y3岸壁の事業計画変更に伴う事後調査計画の見直しを行うものである。

本業務の遂行にあたっては、環境影響評価の事後調査計画書に基づく大気汚染、騒音・振動、水質汚濁、生物・生態系、廃棄物、及び景観の多岐に渡る分野の環境調査に関する知見を有するとともに、環境影響の比較検証については、事業背景及び事業特性を理解し、港湾物流、各種環境基準及び東京都環境影響評価条例はもとより、環境保全対策等の多岐に渡る環境分野に精通し、最新の知見を有していることが必要である。

上記のことから、簡易公募に準じた総合評価型プロポーザル方式により、以下の特定テーマについて技術提案を求めた。

『東京港国際海上コンテナターミナル整備事業(Y2)における事後調査報告書（工事の完了後）の取りまとめにおいて留意すべき事項』

本業務実施に係るプロポーザル方式により提案された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価選定した結果、優れた技術提案を行った三洋テクノマリン（株）を特定した。本業務の実施方針及び、特定テーマに対する技術提案について総合的に判断した結果、幅広く高度な知識を有し本業務を実施することが適当であるとされたものである。

よって、会計法第29条の3第4項により、三洋テクノマリン（株）と随意契約をするものである。

令和 4 年度

東京港湾事務所

随 意 契 約 理 由 書

(件名) 令和 4 年度 臨港道路構造物計測技術検討業務

本件は、下記の理由により令和 4 年度臨港道路構造物計測技術検討業務沿岸技術研究センター・エイテック設計共同体と随意契約致したい。

記

本業務は、臨港道路における構造物の挙動を把握するモニタリングシステムを活用し、構造的特徴を踏まえた上で、点検、診断結果を整理し、効率的な維持管理計画を立案し、予防保全対策に資する維持管理の効率化と高度化のための検討を行うものである。

業務の遂行にあたっては、橋梁にかかる設計、施工、予防保全に関する知見を有するとともに、橋梁にかかる計測技術など、橋梁に関する総合的かつ高度な知見を有していることが必要である。

上記のことから、簡易公募に準じた総合評価型プロポーザル方式により、以下の特定テーマについて技術提案を求めた。

『構造物の特徴を踏まえた上で、効率的な維持管理計画を立案する為の着眼点について』

本業務実施に係るプロポーザル方式により提案された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価選定した結果、優れた技術提案を行った令和 4 年度臨港道路構造物計測技術検討業務沿岸技術研究センター・エイテック設計共同体を特定した。

本業務の実施方針及び、特定テーマに対する技術提案について総合的に判断した結果、幅広く高度な知識を有し本業務を実施することが適当であるとされたものである。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項により、令和 4 年度臨港道路構造物計測技術検討業務沿岸技術研究センター・エイテック設計共同体と随意契約をするものである。

令和4年度

東京港湾事務所

随 意 契 約 理 由 書

(件 名) 東京港国際海上コンテナターミナル整備事業環境調査(その2)

本件は、下記の理由により三洋テクノマリン(株)と随意契約致したい。

記

本業務は、東京港国際海上コンテナターミナル整備事業(Y3)の環境影響評価に係る、事後調査(工事の施工中)のための環境調査を行うものである。また、(仮称)東京港臨港道路南北線建設計画の事業計画変更に伴う変更届を作成するものである。

本業務の遂行にあたっては、環境影響評価の事後調査計画書に基づく水質汚濁、及び生物・生態系(鳥類、水生生物)に渡る分野の環境調査に関する知見を有するとともに、環境影響の比較検証については、事業背景及び事業特性を理解し、港湾物流、各種環境基準及び東京都環境影響評価条例はもとより、環境保全対策等の多岐に渡る環境分野に精通し、最新の知見を有していることが必要である。

上記のことから、簡易公募に準じた総合評価型プロポーザル方式により、以下の特定テーマについて技術提案を求めた。

『東京港国際海上コンテナターミナル整備事業(Y3)について、工事の施工中の事後調査を適切に実施するために留意すべき事項』

本業務実施に係るプロポーザル方式により提案された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価選定した結果、優れた技術提案を行った三洋テクノマリン(株)を特定した。本業務の実施方針及び、特定テーマに対する技術提案について総合的に判断した結果、幅広く高度な知識を有し本業務を実施することが適当であるとされたものである。

よって、会計法第29条の3第4項により、三洋テクノマリン(株)と随意契約をするものである。

令和4年度

東京港湾事務所

随意契約理由書

(件名) 令和4年度 東京港中央防波堤外側地区
国際海上コンテナターミナル船舶航行安全対策検討業務

本件は、下記の理由により公益社団法人東京湾海難防止協会と随意契約致したい。

記

本業務は、東京港中央防波堤外側地区国際海上コンテナターミナル整備事業（Y3）の施工に伴い、周辺海域を航行する船舶に及ぼす影響及び船舶航行の安全確保に必要な対策について、学識経験者、海事関係者並びに関係官公庁等で構成する委員会を設置し、検討するものである。

本業務の遂行にあたっては、海難防止に関する専門的な知見並びに東京港における船舶の航行管制及び航行実態に精通し、海上工事に伴う一般船舶の航行安全や海難防止等に関する総合的かつ最新の知見を有していることが必要である。

よって、海難防止に関する専門的な知見及び航行安全等に関する高度な技術力を有する者から広く知見を求め、業務内容に反映することにより、幅広く高度な検討を行うことが期待できる。そのため、簡易公募型プロポーザル方式により、以下の特定テーマについて技術提案を求めた。

「輻輳するY2岸壁及び航路近傍において、入出港船舶の航行に支障を与えないように、安全対策を検討するうえで留意すべき点」

本業務実施に係るプロポーザル方式により提案された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価選定した結果、入出港船舶の大きさや工事作業範囲に応じた工事用船舶の待避判断条件等の検討等、唯一の技術提案を行った公益社団法人東京湾海難防止協会を特定した。本業務の実施方針及び、特定テーマに対する技術提案について総合的に判断した結果、幅広く高度な知識を有し本業務を実施することが適当であるとされたものである。

よって、会計法第29条の3第4項により、公益社団法人東京湾海難防止協会と随意契約をするものである。

令和 4 年度

東京港湾事務所

随 意 契 約 理 由 書

(件名) 東京港におけるマリナー・小型船舶の活用による災害時輸送に関する検討業務

本件は、下記の理由により (一社) 日本マリナー・ビーチ協会と随意契約致したい。

記

本業務は、首都直下地震等の大規模災害時における小型船舶による災害支援活動を想定し、東京港におけるマリナーや船着場の健全性を考慮したうえでの小型船舶の災害時輸送への活用方策などの検討を行うものである。

本業務の遂行にあたっては、マリナーや小型船舶に関する運用や災害時に対応可能な機能などの様々な知識を有するとともに災害支援活動における行政機関との連携などに関する総合的かつ最新の知見を有していることが必要である。

上記のことから、簡易公募に準じた総合評価型プロポーザル方式により、以下の特定テーマについて技術提案を求めた。

『東京港における小型船舶及び港湾業務艇の災害時における活用方策の検討を行ううえでの着眼点について』

本業務実施に係るプロポーザル方式により提案された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価選定した結果、優れた技術提案を行った (一社) 日本マリナー・ビーチ協会を特定した。

本業務の実施方針及び、特定テーマに対する技術提案について総合的に判断した結果、幅広く高度な知識を有し本業務を実施することが適当であるとされたものである。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項により、(一社) 日本マリナー・ビーチ協会と随意契約をするものである。

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募) | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員数 | 備考 |
|----------------------------------|---|----------|------------------------------|---------------|-------------------------------------|------------|------------|--------|---------|----|
| 土地使用料(10号地その2地区)(その1) 一式 | 分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25 | R4.4.1 | 東京都東京港管理事務所 東京都港区港南3-9-56 | 8000020130001 | 予決令第99条第16号 | 6,504,960 | 6,504,960 | 100.0% | | |
| 土地使用料(10号地その2地区)(その2) 一式 | 分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25 | R4.4.1 | 東京都東京港管理事務所 東京都港区港南3-9-56 | 8000020130001 | 予決令第99条第16号 | 14,907,200 | 14,907,200 | 100.0% | | |
| 土地使用料(海の森二丁目1番) 一式 | 分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25 | R4.4.1 | 東京都東京港管理事務所 東京都港区港南3-9-56 | 8000020130001 | 予決令第99条第16号 | 945,120 | 945,120 | 100.0% | | |
| 土地使用料(海の森二丁目及び三丁目のうち) 一式 | 分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25 | R4.4.1 | 東京都東京港管理事務所 東京都港区港南3-9-56 | 8000020130001 | 予決令第99条第16号 | 2,333,520 | 2,333,520 | 100.0% | | |
| 土地使用料(海の森三丁目のうち) 一式 | 分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25 | R4.4.1 | 東京都東京港管理事務所 東京都港区港南3-9-56 | 8000020130001 | 予決令第99条第16号 | 13,301,334 | 13,301,334 | 100.0% | | |
| 令和4年5月 該当無し | | | | | | | | | | |
| 令和4年6月 該当無し | | | | | | | | | | |
| 令和4年7月 該当無し | | | | | | | | | | |
| 土地使用料(有明四丁目)(その2) 一式 | 分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25 | R4.8.26 | 東京都東京港管理事務所 東京都港区港南3-9-56 | 8000020130001 | 予決令第99条第16号 | 5,981,360 | 5,981,360 | 100.0% | | |
| 土地使用料(海の森二丁目及び三丁目のうち)(その2) 一式 | 分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25 | R4.8.29 | 東京都東京港管理事務所 東京都港区港南3-9-56 | 8000020130001 | 予決令第99条第16号 | 2,800,224 | 2,800,224 | 100.0% | | |
| 土地使用料(有明四丁目)(その3) 一式 | 分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25 | R4.9.27 | 東京都東京港管理事務所 東京都港区港南3-9-56 | 8000020130001 | 予決令第99条第16号 | 4,336,640 | 4,336,640 | 100.0% | | |

